「医薬品の分類」 違い分かりますか？

**ドラッグレター（２０１９年　１０月号）**

１年生

***医療用医薬品***

**一人ひとりの症状や体質に合わせて、医師の診断に**

**基づいて使用される医薬品**

処方せんが必要

病院または薬局で受け取る

***要指導医薬品 と 一般用医薬品***

**軽度なケガや病気の治療・改善を目的に、自分の**

**判断で使用することができる医薬品**

処方せんは必要ない

薬局、ドラッグストアで買うことができる

必ず箱の中の**説明書を**

**読んでから使用**

してください

一般用医薬品は、成分やリスクに応じて第一類～第三類の3つに分類されています。

薬局やドラッグストアで医薬品を買うとき、どの医薬品が自分に合っているのかなど、

迷った方は薬剤師や登録販売者に相談してください。

健康やお薬などについて、気になることがある方は、相談薬局・出張相談会で薬剤師に気軽にお尋ねください。

**《 －出張相談会－　 保健室に学校薬剤師が来ます 》**

ドラッグレターの内容、医薬品や健康、薬物乱用など

について、相談・聞きたいことがある人は保健室まで！

**●月●日　　●時●分　～ ●時●分**

作成・発行元